

平成29年度滝沢市認定こども園(幼稚園機能)の保育料表 (1号)

参考

4月から8月分保育料(前期賦課):平成28年度市町村民税により算定
9月から3月分保育料(後期賦課):平成29年度市町村民税により算定

○母子世帯等以外

| 階層 | 定義 | 保育料(月額) 第1子 | 保育料(月額) 第2子 |
|----|--|-----------------------------|-------------|
| A | 生活保護世帯 | 0円 | 0円 |
| B0 | 市民税非課税世帯 | 1,000円 | 0円 |
| B1 | 市町村民税の課税世帯であってその額が次の区分に該当する世帯(平成28年度分) | 均等割の額のみ | 3,000円 |
| B2 | | 所得割の額が48,600円未満 | 5,500円 |
| B3 | | 所得割の額が48,600円以上 62,901円未満 | 9,000円 |
| B4 | | 所得割の額が62,901円以上 77,101円未満 | 13,000円 |
| B5 | | 所得割の額が77,101円以上 97,001円未満 | 14,000円 |
| B6 | | 所得割の額が97,001円以上 169,001円未満 | 16,500円 |
| B7 | | 所得割の額が169,001円以上 211,201円未満 | 18,000円 |
| B8 | | 所得割の額が211,201円以上 | 18,500円 |

○母子世帯等

| 階層 | 定義 | 保育料(月額) 第1子 | 保育料(月額) 第2子 |
|----|--|-----------------------------|-------------|
| a | 生活保護世帯 | 0円 | 0円 |
| b0 | 市民税非課税世帯 | 0円 | 0円 |
| b1 | 市町村民税の課税世帯であってその額が次の区分に該当する世帯(平成28年度分) | 均等割の額のみ | 0円 |
| b2 | | 所得割の額が48,600円未満 | 3,000円 |
| b3 | | 所得割の額が48,600円以上 62,901円未満 | 3,000円 |
| b4 | | 所得割の額が62,901円以上 77,101円未満 | 3,000円 |
| b5 | | 所得割の額が77,101円以上 97,001円未満 | 14,000円 |
| b6 | | 所得割の額が97,001円以上 169,001円未満 | 16,500円 |
| b7 | | 所得割の額が169,001円以上 211,201円未満 | 18,000円 |
| b8 | | 所得割の額が211,201円以上 | 18,500円 |

○用語解説

- ・1号:満3歳以上の教育標準時間認定を受けた、幼稚園、認定こども園を利用する子ども
- ・母子世帯等:母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の属する世帯又は身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の支給者が属する世帯

○備考

- 1 市民税額は、寄附金控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・特定増改築住宅借入金等特別控除をする前の額となります。
- 2 9月1日から翌年3月31日までの間に支給認定こどもが特定教育・保育を受けた場合におけるこの表の適用については、同表中「平成28年度」とあるのは、「平成29年度」となります。
- 3 児童の年齢は、4月1日の前日の満年齢を適用します(年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません)
- 4 所得税・市民税について、修正申告をした場合は、利用者負担額が変わる場合がありますので、変更後の税額がわかる書類を提出してください。
- 5 祖父母等と同居している場合で、父母の収入額が生活保護制度の最低生活費以下と判断される場合は、祖父母等のうち家計の中心となる方の課税額により保育料を決定することがあります。
- 6 利用者負担額は、同一世帯における児童の人数、学齢、施設の利用状況によって下記の軽減措置があります。
 - (1)教育標準時間(1号)認定
小学校3年生以下の年長子どもから順に2人目以降の子どもが保育施設を利用している場合(※)、利用者負担の額が2人目の子どもにあっては半額、3人目以降は無料となります。ただし、市民税の所得割課税額が77,101円未満の世帯は、年齢や保育施設等の利用(※)に関わらず、保護者が監護する生計が同一の子ども等(実子・養子等)を含め第何子かを算定し、2人目の子どもにあっては利用者負担の額が半額、3人目以降は無料となります。
 - (2)市民税額の市民税所得割課税額が77,101円未満の母子世帯等
市民税の所得割課税額が77,101円未満の母子世帯等は、年齢や保育施設等の利用(※)に関わらず、保護者が監護する生計が同一の子ども等(実子・養子等)を含めて第何子かを算定し、2人目以降の子どもにあっては利用者負担の額が無料となります。
- ※ 小学校に在学、保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部に入所又は家庭的保育事業等・児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合
- 7 利用する施設によって、利用者負担額以外に、施設の運営に係る経費などの特定負担額や、教材費などの実費徴収を求めることがあります。